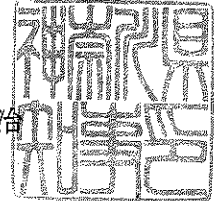


水第2027号
令和4年2月18日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめるべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすすめるべき船舶等の総トン数	推進機 関の馬 力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすめるべき漁業者の資格	(規則 第14 条第1 項によ り許可 又は起 業の認 可時に 付加す る条 件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いわし・かつお・まぐろ中型まき網漁業	2	5トン以上15トン未満の申請のあった総トン数	定めない	いわしを目的とする場合は、神奈川県内の地先海面。かつお・まぐろを目的とする場合は、城ヶ島灯台台正南線以西の神奈川県内の地先海面。但し、城ヶ島灯台と江の島灯台、長者ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台、江の島灯台と二子山凹点、高麗山頂点と岩戸山頂点、酒匂川河口左岸と初島東端、魚見埼と	1月1日から12月31日まで。ただし、かつお、まぐろを目的とする場合は、5月1日から8月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地*がある者。	下表(ア)のとおり。	令和4年3月7日から同年4月6日まで。	令和4年5月1日から令和9年4月30日まで。

いわし中 型まき網 漁業	2	5トン 以上20 トン未 満の申 請のあ った総 トン数	定めな い	真鶴町笠島南端の各見通し線 及び神奈川県と静岡県にあ る千歳橋の下流端の中央点か ら初島灯台の中心点を見通す 線を0度とし、同中央点から 左回りに34度20分の線、 以上の各連絡線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 を除く。	1月1日か ら12月31 日まで。	横須賀市佐 島に漁業根 拠地*があ る者。	下表 (イ) のとおり。	令和4年 3月7日 から同年 4月6日 まで。	令和4年 5月1日 から令和 9年4月 30日ま で。
	1	5トン 以上15 トン未 満の申 請のあ った総 トン数	定めな い	神奈川県南端の各見通し線 及び神奈川県と静岡県にあ る千歳橋の下流端の中央点か ら初島灯台の中心点を見通す 線を0度とし、同中央点から 左回りに34度20分の線、 以上の各連絡線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 を除く。	1月1日か ら12月31 日まで。	横須賀市佐 島に漁業根 拠地*があ る者。	下表 (ウ) のとおり。	令和4年 3月7日 から同年 4月6日 まで。	令和4年 5月1日 から令和 9年4月 30日ま で。

*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

表 規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件

(ア)	<p>1. 火光を利用してはならない。</p> <p>2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。</p> <p>3. 2 そうまきでの操業とする。 ※ ※許可時に組となる船舶を指定する。</p>
(イ)	<p>1. 火光を利用してはならない。</p> <p>2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。</p> <p>3. 2 そうまきでの操業とする。 ※ ※許可時に組となる船舶を指定する。</p>
(ウ)	<p>1. 火光を利用してはならない。</p> <p>2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。</p>